

建設工事における技術者等の適正配置について



令和7年12月

桜川市

総務部 財政課 管財契約グループ

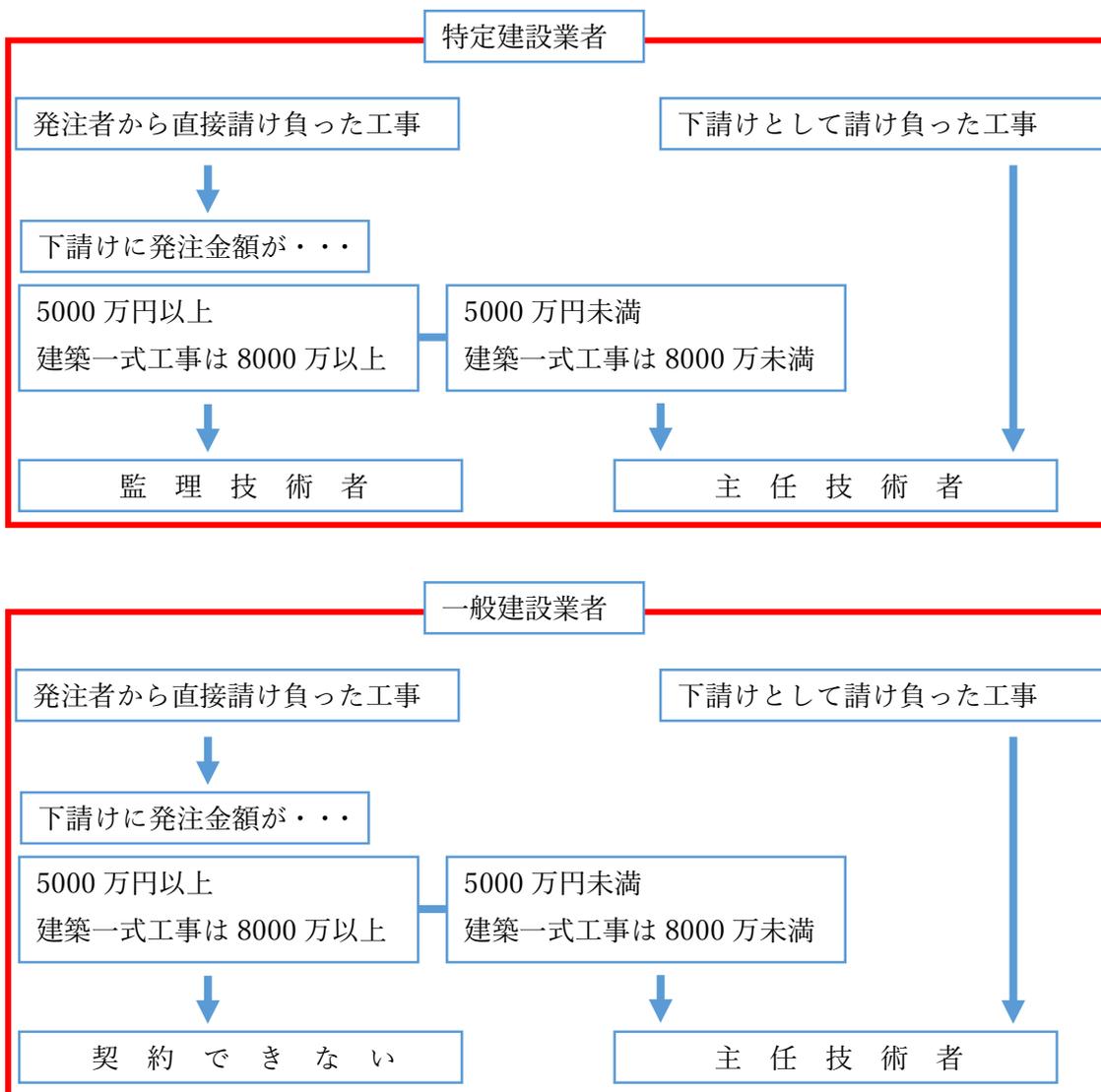
はじめに

建設業者は建設工事を施工するときは、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（以下、「監理技術者等」という。））を置かなければならないこととされています。

配置に際しては、さまざまな条件により専任などが必要とされている一方、特例として兼務が認められる場合があるなど複雑になっています。このため、本書は技術者等の適正に配置を目的として作成したものです。

技術者等について

特定建設業者と一般建設業者



技術者制度一覧

許可を受けている業種	指定建設業 7 業種 土木・建築・管・鋼構造物・舗装・電気・造園		
許可の種類	特定建設業者		一般建設業者
元請工事における下請け金額の合計	指定)5000 万円以上 建築)8000 万円以上	指定)5000 万円未満 建築)8000 万円未満	指定)5000 万円以上 建築)8000 万円以上 は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者
	技術者の資格要件	1 級国家資格者 国土交通大臣認定者	1 級・2 級国家資格者 登録基幹技術者 指定学科+実務経験 実務経験者（10 年以上）
技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が 4500 万円以上、（建築 9000 万円以上）となる工事		
監理技術者資格者証の必要性	技術者の専任を要する建設工事のときに必要	必要ない	

許可を受けている業種	その他 22 業種 <small>大工・左官・とび・石・屋根・タイルれんがブロック・鉄筋・しゅんせつ板金・ガラス・塗装・防水・内装仕上・機械器具設置・熱絶縁・電気通信・さく井・建具・水道施設・消防施設・清掃施設・解体</small>		
許可の種類	特定建設業者		一般建設業者
元請工事における下請け金額の合計	他) 5000 万円以上 建築)8000 万円以上	他) 5000 万円未満 建築)8000 万円未満	他)5000 万円以上 建築)8000 万円以上 は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者
	技術者の資格要件	1 級国家資格者 指導監督的な実務経験者	1 級・2 級国家資格者 登録基幹技術者 指定学科+実務経験 実務経験者（10 年以上）
技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が 4500 万円以上、（建築 9000 万円以上）となる工事		
監理技術者資格者証の必要性	技術者の専任を要する建設工事のときに必要	必要ない	

主任技術者・監理技術者について

主任技術者（建設業法第26条第1項）

建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請・下請、請負金額に係わらず、工事現場において施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

監理技術者（建設業法第26条第2項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負金額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。

専任を要する工事

公共性のある工作物に関する重要な建設工事（個人住宅を除き、ほとんどの工事が対象）で工事1件の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合に配置される監理技術者等は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなくてはなりません。

「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること意味するものである。

専任を要する期間

元請が、主任技術者、監理技術者、又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しません。

①請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等が開始されるまでの間。）

②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。

③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。

④工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。

ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要です。

現場代理人について

現場代理人（建設工事請負契約書、建設業法第19条の2）

請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締り、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として、工事現場に置かれる受注者の代理人です。

公共工事の場合、現場代理人は**工事現場への常駐（作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務付け**られております。なお、現場代理人と監理（主任）技術者、監理技術者補佐及び専門技術者は兼ねることができます。

常駐義務の緩和

現場代理人は原則工事現場への常駐が求められていますが、発注者が工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、例外的に常駐を要しないこととすることができます。具体的には発注者が判断するものとなりますが、常駐が緩和される場合の基本的な考え方は下記の通りです。

①契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は**仮設工事等が開始されるまでの期間**や、**工事の全部の施工を一時中止している期間等**。

②工事規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでなく、かつ、**発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれる場合**。

桜川市発注工事における取扱いについて

※茨城県建設業担当 HP に掲載されている建設工事における技術者等の適正配置について令和7年2月改正に準じます。

※一部市独自の取扱いを定めているるので注意してください。

（1）現場代理人

①雇用関係当該工事を施工する建設業者（事業協同組合においては、組合もしくは組合の組合員）と直接的かつ恒常的な雇用関係にある常勤の職員でなければなりません。

②資格要件特に必要ありません。

③途中交代途中交代はできます。（この場合、発注機関に事前に相談願います。）

④現場代理人と現場代理人の兼務については次のいずれかに該当する場合に、作業期間中に現場を離れた場合の連絡員（施工する建設業者と直接的な雇用関係にある常勤の職員に限る。）を配置することにより現場代理人の兼務ができます。

(ア) 予定価格が4,500万円(税込)未満1件、予定価格が2,000万円(税込)未満1件の計2件の工事の場合

(イ) いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が桜川市内2件の工事の場合(予定価格が4,500万円(税込)以上の工事を含む。)

(ウ) 同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる工事の場合(ただし、当初請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)桜川市以外が発注する工事との兼務については、(1)④の条件を満たした上で、兼務することができます。

⑤現場代理人と常勤役員等の兼務については、予定価格が4,500万円(税込)未満1件、予定価格が2,000万円(税込)未満1件の計2件の工事を兼務することができます。

⑥現場代理人と営業所技術者等の兼務については、予定価格が4,500万円(税込)未満1件、予定価格が2,000万円(税込)未満1件の計2件の工事を兼務することができます。ただし、当該専任技術者が属する営業所と工事現場が桜川市内であることが必要です。

⑦常駐が必要な期間工事着手日から検査日までとなりますが、検査が発注者側の都合で遅れた場合は工事完成日までとなります。(別紙参照)

⑧その他国会議員、県議会議員、市町村議会議員、一部事務組合議員である者は常駐義務がある現場代理人にはなれません。また、専任特例2号の場合の監理技術者と現場代理人の兼務は認められません。

(2) 主任技術者

①専任を要する工事における主任技術者と主任技術者の兼務については、次のすべてに該当する場合は、専任を要する工事(特定JVの場合を除く。)においても主任技術者の兼務ができます。

(ア) 兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が桜川市内であ

る場合

- (イ) 兼務するいずれの工事においても監理技術者でない場合
- (ウ) 建設業法に規定する常勤役員等及び営業所技術者等でない場合
- (エ) 兼務する工事又は他の工事の現場代理人でない場合

なお、桜川市の発注機関においても当該発注機関が兼務を認める場合は、兼務できます。

②主任技術者と営業所技術者等の兼務

次のすべてに該当する場合は、営業所技術者等を主任技術者とすることができます。

- (ア) 当該工事が専任を要しない工事である場合
- (イ) 当該工事の契約を締結する営業所に属する営業所技術者等である場合
- (ウ) 当該工事箇所と(イ)の営業所が桜川市内に所在する場合
- (エ) 入札参加者等が当該技術者について、工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事するとした場合

③その他

国会議員、県議会議員、市町村議会議員、一部事務組合議員である者は専任を要する工事の監理技術者等になることができません。

(3) 監理技術者

①専任特例2号の場合の監理技術者兼務する工事が以下の全てを満たす場合は、専任特例2号の場合の監理技術者が2件までの工事を兼務することができます。

- (ア) 予定価格が1億5千万円(税込)未満の工事
- (イ) 桜川市内で施工される工事
- (ウ) 維持工事※同士でないこと※24時間体制の応急処理工又は緊急巡回が必要な工事
その他通年での社会機能の維持に不可欠な工事
- (エ) 要件を満たす監理技術者補佐を専任で配置すること

※専任特例2号とは

専任義務のある規模の工事現場でも、ある条件を満たせば1人の監理技術者が2つの現場を兼務できる特例制度。

具体的には、兼務したい現場に監理技術者補佐を専任で配置するなどを条件に、1人の監理技術者が最大2現場まで担当可能となる制度

※監理技術者補佐とは

業種にもよるが、例えば1級土木施工管理技士1次試験合格者などが対象となる。

技術者等の配置のまとめ

		専任を要しない工事(※1)		専任を要する工事(※2)	
		現場代理人	主任(監理)技術者	現場代理人	主任(監理)技術者
常勤役員等(直接補佐する者を含む)		○ 配置可(※3) 2件まで	○ 配置可	× 配置不可	× 配置不可
営業所技術者等		△ 条件付きで 配置可(※3、4) 2件まで	△ 条件付きで 配置可(※4)	× 配置不可	× 配置不可
別途工事(※1) 専任を要しない	現場代理人	○ 兼務可(※3)	○ 兼務可	△ 条件付きで 兼務可(※5)	× 配置不可
	主任(監理)技術者	○ 兼務可	○ 兼務可	× 兼務不可	△ 条件付きで 兼務可(※5)
別途工事(※2) 専任を要する	現場代理人	△ 条件付きで 兼務可(※5)	× 兼務不可	△ 条件付きで 兼務可(※5)	× 兼務不可
	主任(監理)技術者	× 兼務不可	△ 条件付きで 兼務可(※5)	× 兼務不可	△ 条件付きで 兼務可(※5,6)

(※1) 請負代金の額が4,500万円(建築一式工事である場合にあっては、9,000万円)未満の工事をいう。

(※2) 請負代金の額が4,500万円(建築一式工事である場合にあっては、9,000万円)以上の工事をいう。

(※3) 現場代理人を2件兼務できるのは、予定価格が4,500万円未満の工事2,000万円未満の工事をいう。

(※4) 営業所技術者等を現場配置できるのは、以下の条件を満たす場合をいう。

- ・当該工事の契約を締結する営業所に属する営業所技術者等である場合。
- ・当該工事箇所と上記の営業所が桜川市内に所在する場合。
- ・入札参加者等が当該技術者について、工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事とした場合。

(※5) 専任を要する工事において、現場代理人又は主任技術者が兼務できるのは、以下の条件を満たす場合をいう。

なお、監理技術者については適用しない。

- ・兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が桜川市内である場合。

(※6) 兼務する工事が以下の全てを満たす場合は、専任特例2号の場合の監理技術者が2件までの工事を兼務することができます。

- ・予定価格が1億5千万円(税込)未満の工事。
- ・桜川市内で施工される工事また、維持工事同士でないこと。

※24時間体制の応急処理工又は緊急巡回が必要な工事その他通年での社会機能の維持に不可欠な工事。

- ・要件を満たす監理技術者補佐を専任で配置すること。

監理技術者等の専任及び現場代理人の常駐を要する期間の考え方

対象：専任を要する工事

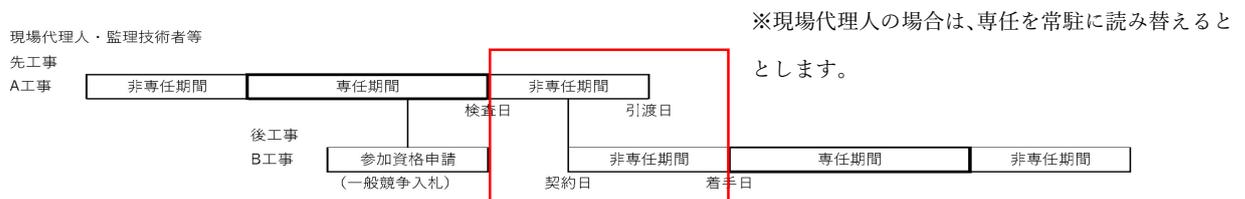
契約日	着手※1	完成	検査日※2	引渡日
準備期間			片付期間	
施工期間			片付期間	
監理技術者：専任を要しない 現場代理人：常駐を要しない			監理技術者：専任を要する 現場代理人：常駐を要する	
監理技術者：専任を要する 現場代理人：常駐を要する			監理技術者：専任を要しない 現場代理人：常駐を要しない	

※1：「共通仕様書第1編第1章第1節1-1-8工事着手」の規定に留意。なお、設計図書（特記仕様書等）において着手日について別途規定している場合は、それにより判断。（着手日の定義：現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日。）

※2：検査が発注者側の都合で遅れた場合は、「工事目的物が完成し、工事完成図書の全てを適切に提出し受理された日」と読み替える。

上記の緩和措置による効果

以下のようなパターンにおいて、同一技術者の配置が可能となる。



適用可否の判断について

- ・監理技術者等の本措置の適用可否については、落札候補者決定時に最終判断を行う。
- ・落札候補者決定時点では、着手日はあくまで”予定”となる。落札候補者に対し、共通仕様書等の発注条件の許す範囲内で着手予定日を申し立てさせ、**非専任期間どうしの重複以外には工事期間の重複が無いことを確認する。**
- ・契約後においては、**先工事の引渡が終了した翌日以降のみ、後工事の着手を認める。**

【注意点】

- ・発注者と建設業者の間で、上記に示した検査、引渡しの工程が、設計図書もしくは打合せ記録等により明確になっていることが必要である。（必要に応じ、確認を行う。）
- ・検査が発注者の都合で遅れた場合とは、工事完成日以降に検査を行う場合で、発注者側で検査日を指定する場合も含むものとする。
- ・「検査日」とは、実際に検査を実施した日とする。ただし、手直し等の指示があった場合は、その手直し部分についても確認・検査が終了した日とする。
- ・「監理技術者等」とは、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐のことをいう。